

低コスト耐力壁性能評価実験業務仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が委託する低コスト耐力壁性能評価実験業務の受託者（以下「乙」という。）が実施する業務について必要な事項を定める。

第1章 業務概要

1 業務名称

低コスト耐力壁性能評価実験業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

3 業務目的・概要

鳥取県内の住宅の耐震改修工事に用いる低コストで施工性のよい耐力壁の普及を目的として、耐力壁試験体の性能評価実験を行う。

4 用語の定義

- （1）耐力壁：在来軸組工法の木造住宅において、軸組を構成する柱、梁（桁）及び土台により囲まれた部分に、斜材、面材、貫状の部材等の耐力要素を配置することにより、水平方向の地震力等に対して抵抗する壁をいう。
- （2）壁倍率性能試験：建築基準法施行令第46条第4項表1の(8)欄及び、法施行規則第8条の3に規定する国土交通大臣認定に係る性能評価において行われる鉛直構面の面内せん断試験をいう。
- （3）壁強さ倍率：別記1の方法により算出されたものをいう。
- （4）公的試験機関：独立行政法人、大学等の教育機関等の公共的な試験機関をいう。
- （5）低コスト耐力壁：愛知建築地震災害軽減システム研究協議会で認定された耐震補強工法（A工法）に準じる工法による耐力壁をいう。

5 業務の内容

以下に掲げる事項についてそれぞれ実施すること。

（1）耐力壁試験体の作成

別添1図面資料に定める仕様の試験体3種を各3体（計9体）作成すること。

（2）性能評価実験

第1章5（1）で作成した試験体3種（各3体）について、公的試験機関による壁倍率性能試験を行い、当該試験結果に基づく壁強さ倍率の性能評価書（当該公的試験機関によるものに限る。）を取得すること。

第2章 業務仕様

1 管理技術者の資格要件

管理技術者は次のいずれかに該当する資格を有する者であること。

- （1）建築士：建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する者
- （2）建築施工管理技士：建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項に規定する技術検定のうち検定種目が建築施工管理であるものに合格し、同条第5項の規定により建築施工管理技士を称する者
- （3）建築大工技能士：職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定のうち検定職種が建築大工技能士であるものに合格し、同法第50条第1項の規定により一級建築大工技能士を称する者

2 業務計画書

乙は、契約締結後14日以内に次の内容を記載した業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

らない。業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度甲に変更業務計画書を提出しなければならない。

(1) 業務概要

第1章5に掲げる業務内容

(2) 業務工程表

第1章5に掲げる業務の実施時期

(3) 管理技術者の保有資格等

管理技術者の氏名、役職、保有資格等

(4) 再委託等

業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容

3 提出書類

業務の実施にあたっては、別表に定める書類のうち、乙を作成者とする書類を遅滞なく提出すること。

4 成果物

	区分	部数	規格等
(1)	第1章5(2)で実施した性能評価実験等の結果の概要を記載した性能評価シート ※仕様毎に作成すること	一式	紙資料(A4版)及び電子データ (Word形式)
(2)	第1章5(2)で実施した性能評価実験状況が確認できる写真(試験体3種(各3体)全て)	一式	紙資料(A4版)及び電子データ (jpeg形式)
(3)	第1章5(2)で取得した耐震性能評価書 (低減係数の算出根拠を示した書類を含む)の写し	一式	紙資料(A4版)及び電子データ (PDF形式)
(4)	協議記録	一式	紙資料(A4版)及び電子データ (Word又はPDF形式)

第3章 業務の実施

1 調査職員

(1) 甲は、調査職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

(2) 調査職員は、次に掲げる権限を有する。

①甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示

②契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

③契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議

④業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

(3) 甲は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員に甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

(4) 調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。

(5) 調査職員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により乙にその内容を通知するものとする。

(6) 書面の提出は、調査職員を経由して行うものとする。この場合において当該書面は、調査職

員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

2 管理技術者

- (1) 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- (2) 管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の額の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- (3) 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

3 業務の着手

乙は契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

6 打合せ及び記録

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度乙が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 次に定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
 - ①業務着手時
 - ②調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

7 著作権の帰属等

本業務の履行過程で生じた当該工法に係る産業財産権（特許法（昭和34年法律第121号）第66条から第99条まで、実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条から第26条まで、意匠法（昭和34年法律第125号）第20条から第36条まで、商標法（昭和34年法律第127号）第18条から第35条までに規定する権利をいう。以下同じ）は、本業務の委託料の支払いをもって、甲に帰属するものとする。

8 個人情報の保護

- (1) 乙は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、第3章9（1）の規定により本業務を再委託する場合は、再委託先に対して特記事項を遵守させなければならない。

9 再委託の禁止

- (1) 乙は、甲の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 甲は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、第1章5（2）の性能評価実験を公的試験機関に再委託する場合又は特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ①再委託の契約金額が本業務の契約金額の50パーセントを超える場合
 - ②再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

10 守秘義務等

- (1) 乙は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用するこ

- とし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 乙は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 乙は、本業務に従事する者並びに第3章9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、第3章10(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 甲は、乙が第3章10(1)から(3)までの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) 第3章10(1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

1 1 条件変更等

乙は、仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、甲と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、速やかに甲にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

1 2 一時中止

甲は、乙が契約内容に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合は、契約書の規定により、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

1 3 検査

- (1) 乙は、業務が完了したときは、業務完了後7日以内に完了報告書を提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 乙は、検査を受ける場合は、あらかじめ第2章4に掲げる成果物その他検査に必要な資料を整備し、調査職員に提出しておかなければならない。
- (3) 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会のうえ、契約書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- ①業務成果物の検査
 - ②業務履行状況の検査（成果物及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）

1 4 その他

- (1) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

別記 1

壁強さ倍率 C (k N/m) の算出方法について

「壁強さ倍率」は、「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法 (改訂版)」(財団法人日本建築防災協会発行) に定める方法により下式のとおり算出すること。

$$C = \alpha \times P_o$$

α_o : 耐力壁の用途、耐久性及び施工性の影響を考慮する低減係数

P_o : 終局耐力及び靱性から求められる短期許容せん断耐力

$$(P_o = 0.2 \sqrt{2\mu - 1} \cdot P_u)$$

μ_o : 塑性率

P_u : 終局耐力の下限値 (k N)

◇ 低減係数 α について

- ・耐力低減の要因を評価する係数として、耐力壁構成材料の耐久性、使用環境の影響及び耐震診断に係る壁の耐力算定の前提条件を満たさない場合の影響等を勘案して定めること。
- ・原則として下式により算定すること。
 $\alpha = \text{Min} (\alpha_1, \alpha_2) \times (\alpha_3 \text{ 又は } \alpha_4)$
 - α_1 : 耐力壁の用途に伴う影響を評価する係数
 - α_2 : 耐力壁の耐久性の影響を評価する係数
 - α_3 : 耐力壁の施工性の影響を評価する係数
 - α_4 : その他工学的判断による係数
- ・設定にあたっては、木構造に関する学識経験者の工学的判断を仰ぐこと。
- ・低減係数の算出根拠を示した書面を作成すること。

別記 2

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該

事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(別表)

委託業務提出書類一覧表

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

書類の名称		根拠規程	様式	作成者	
				甲 (発注者)	乙 (受注者)
【契約関係書類】					
1	業務計画書	仕様書 第2章2	様式第1号	(承諾)	○
2	調査職員選任通知書	仕様書 第3章1	様式第2号	○	(受理)
3	管理技術者選任通知書	仕様書 第3章2	様式第3号	(承諾)	○
4	業務再委託承諾願兼通知書	仕様書 第3章9	様式第4号	(承諾兼受理)	○
5	業務中止通知書	仕様書 第3章12	様式第5号	○	—
6	業務中止解除通知書	仕様書 第3章12	様式第6号	○	—
7	業務完了通知書	仕様書 第3章13（1）	様式第7号	(受理)	○
【業務関係書類】					
1	打合せ記録	仕様書 第3章6	任意	(受理)	○
2	性能評価シート	仕様書 第2章4（1）	様式第8号	(受理)	○

(様式第 1 号)

業 務 計 画 書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付けで委託契約した次の業務について、下記のとおり実施します。

委託業務の名称
委託業務の場所
履 行 期 間

記

- 1 業務概要
- 2 業務工程表
別添「業務工程表」のとおり
- 3 管理技術者の経歴等
別添「管理技術者選任通知書」のとおり
- 5 再委託等
別添「業務再委託通知書」のとおり
- 6 分担業務

(様式第 1 号添付)

業 務 工 程 表

NO. _____ 作成者（管理技術者） _____ □

委託業務の名称		委託業務の場所		業務の履行期間	自 令和 年 月 日
					至 令和 年 月 日

業務内容	(月) 10 20	(月) 10 20	(月) 10 20	(月) 10 20	(月) 10 20	(月) 10 20	(月) 10 20

注）業務の内容欄は、業務の処理区分に応じて記入のこと。

(様式第 2 号)

第 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 号
令 和 年 月 日

調 査 職 員 選 任 通 知 書

様

鳥取県知事 平井 伸治
(公 印 省 略)

次のとおり、委託業務の調査職員を選任したので通知します。

- 1 委託業務の名称
- 2 委託業務の場所
- 3 調査職員の所属・職・氏名

区 分	所属、職名	氏 名
総括調査職員		
主任調査職員		
調 査 職 員		

(様式第 3 号)

管理技術者選任通知書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

- 1 委託業務の名称 -----
- 2 委託業務の場所 -----
- 3 履 行 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 4 担 当 者 氏 名

区 分	氏 名
管理技術者 (主 な 資 格)	(才) ()

(様式第 4 号)

業 務 再 委 託 承 諾 願 兼 通 知 書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付をもって、委託契約した業務の履行について、下記のとおり業務の一部の再委託について、承諾のお願いと併せて通知します。

委託業務の名称 -----
委託業務の場所 -----
業務の履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

記

再委託先 名 称 -----
代表者名 -----
所 在 地 -----

分担業務内容	協力を受ける理由 及び具体的内容	担当者氏名	概要（主な資格）

注) 協力者との委託金額が記載されている契約書等の写しを添付すること。
仕様書第 1 章 5（2）の性能評価実験を公的試験機関に再委託する場合は、概要欄に「公的試験機関」と記載のこと。

(様式第 5 号)

業 務 中 止 通 知 書

様

次の委託業務に係る業務の全部（一部）の履行を一時中止しますので、通知します。

令和 年 月 日

鳥取県知事

委 託 業 務 の 名 称	
委 託 業 務 の 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
一 時 中 止 の 理 由	
一 時 中 止 の 部 分	

(様式第 6 号)

業務中止解除通知書

様

次の委託業務に係る業務の全部（一部）の一時中止を解除します。

令和 年 月 日

鳥取県知事

委 託 業 務 の 名 称	
委 託 業 務 の 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
解 除 の 時 期	
記 事	

(様式第 7 号)

業 務 完 了 通 知 書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

令和 年 月 日付をもって、業務が完了しましたので、通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

記

委 託 業 務 の 名 称	
委 託 業 務 の 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
委 託 料	
委 託 業 務 完 了 年 月 日	
成 果 品	

(様式第 8 号)

耐震	部位	壁	分類	架構形式に応じて、 開放型/閉鎖型/通風・採 光型/外付型より選択	評価日	未記入	評価番号	未記入	
評価技術名称 評価技術名称を記述する。なお、名称は他の技術と 区別できるものとする				連絡先		会社名を記載			ホームページアドレスを記載
				〒		郵便番号			住所を記載
				電話		電話番号を記載		Fax	Fax 番号を記載
概 要	技術概要 工法の使用概要、構成部材、適用範囲、設計方法、施工方法、補強性能等について概要を記述する。 「優れた工法である」、「安価な工法である」等の主観的な表現を避け、概要を客観的に記述すること。								
	技術の特徴 ・ 技術の特徴(耐震性、施工性、意匠性、コスト、制約条件等)について記述する。 ・ ・						コスト		
							サンプル構面	〇〇円/kN	
	公的機関等による技術評価・性能証明 機関名 技術評価または性能評価を実施した公的機関等を記載 評価番号 評価番号または大臣認定番号を記載 評価書の有効期限等 評価書の有効期限を記載						設計見積り例		各メーカー独自で設 定したプランに対す る補強費用。解体か ら復旧まで
実験実施機関 壁基準耐力等の実験の実施機関名称を記載									
						その他 記載しきれなかった公的機関による技術評価・性 能証明など			
仕 様	適用範囲				写真・図 性能評価を行う上で、構成・仕様等が認識できる図面または写 真とする 特に、接合部のおさまりや寸法等が判断できる図面、 施工箇所の補強状態が認識できる写真など				
	構法	木造在来軸組工法、伝統構法、枠組壁工法 より選択(複数選択可)							
	規模	階数制限、面積制限、最高高さ							
	基礎、地盤	基礎の仕様・コンクリート強度、地盤の地耐 力など							
	適用部位	室内外、開口部等の適用部位、断面寸法など							
	その他	上記以外で必要とされる適用条件							
	主要構成部材の仕様 主要構成部材の材料等								
	耐震補強性能 壁基準耐力(抜粋) 代表的な仕様の壁長さ 910mm(無い場合は最小長さ) または柱 1 本あたりのみ掲載する。他の仕様に関して は、別紙に掲載する								
	設計方法 ①柱接合部による低減:対応方法を記載する ②劣化による低減:対応方法を記載する ③①②以外に必要な条件を記載する								
	施工者指定								
	その他 一般診断法以外に適用可能な設計方法などを記載する								